

合併の方式について

1. 調整方針 浜坂町、温泉町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。
2. 根 拠 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第2条第1項の規定により「市町村の合併」の方式については、新設又は編入合併と定められている。
3. 理 由 浜坂町、温泉町がその区域の全部をもって新たな町を設置するため。

<参 考>

新設合併と編入合併の比較

項 目	新設合併	編入合併
定 義	二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの
法 人 格	合併前の市町村の法人格は、すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する
合併市町村の名称	新たに制定する	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することもできる
事務所的位置	新たに制定する	通常は編入する市町村の事務所の位置となる
首長の身分	合併市町村全ての法人格が消滅することに伴い、全ての首長がその身分を失う。新首長は新しい市町村の選挙で選任されるが、それまでの間は、合併市町村の首長の中から職務執行者を選定する	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う
議 会 議 員 の 身 分	原 則	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、その身分を失う。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特 例	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分）
	特 例	編入される市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会議員の残任期間だけ在任する。この場合さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる
特 例	次のいずれかによることができる。 合併後最初の選挙による議員の任期に限り、法定数の2倍を超えない範囲で定数を増加できる	
特 例	合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後2年以内で協議会が定める期間在任できる	

農業委員会委員の身分	原則	消滅する市町村の委員（選挙及び選任による委員）は全て失職する	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する
	特例	選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間在任できる	編入される選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる
特別職の取扱い	<p>助役、収入役、教育長等は、市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。</p> <p>行政委員会の委員のうち下記の委員については、新首長の就任をまたず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会 （地方自治法施行令第4条） ・教育委員会 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条） ・固定資産評価審査委員会 （地方税法第423条第8号） 	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う	
一般職職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に引き継がれる	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる	
条例・規則等	市町村の法人格の消滅により条例・規則等は全て失効するため、新たに制定を必要とするが、合併時に即時必要とする事務事業については合併時まで策定し、暫定時施行分については合併後速やかに制定する	編入される市町村の条例・規則等は全て失効し、編入する市町村の条例・規則等を適用する（合併に伴う必要な改正は行う）	
<p>注）1．合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。</p> <p>2．農業委員会の委員については、合併市町村に1つの委員会を置くこととした場合であり、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。</p>			
<p>【参考法令】 <合併特例法(抄)第2条抜粋> (定義) 第2条 この法律において「市町村の合併」とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。</p>			